## 石巻市建設工事及び建設工事に係る調査、設計及び測量の業務の 競争入札最低制限価格の設定基準について

## 1 建設工事の最低制限価格

- 〇施行期日 平成28年5月1日
- 1 建設工事
- A (最低制限価格)
- =直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55 (ただし、 $A \ge$  予定価格×7/10)

## 2 建設工事に係る調査、設計及び測量の業務の最低制限価格

- 〇適用期日 平成28年5月1日
- 2 建設工事に係る調査、設計及び測量の業務

建設工事に係る調査、設計及び測量の業務は、業種区分した中で、次のとおり設定する。

- ①地質調査業務以外に係る契約について
  - A (最低制限価格) = 1 + 2 + 3 + 4

(ただし、予定価格 $\times$ 8/10  $\geq$  A  $\geq$  予定価格 $\times$ 6/10)

- ②地質調査業務に係る契約について
  - A (最低制限価格) = 1 + 2 + 3 + 4

(ただし、予定価格 $\times$ 8.5/10  $\geq$  A  $\geq$  予定価格 $\times$ 2/3)

※業種区分及び1 2 3 4 については、下記表を参照。

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸 経 費 の 額 に 1 0 分の 4.5 を乗じて得た額	1
建築関係の建設 コンサルタント業 務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の 額に10分の6 を乗じて得た額	諸 経 費 の 額 に 1 0 分の 6 を乗 じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の9を 乗じて得た額	一般管理費等の 額に10分の 4.5を乗じて 得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 に10分の9を 乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸 経 費 の 額 に 1 0 分の 4.5 を乗じて得た額
補償関係コンサル タント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の9を 乗じて得た額	一般管理費等の 額に10分の 4.5を乗じて 得た額

○石巻市建設工事等競争入札参加心得(平成17年石巻市告示第189号)

http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/3449/H28.5.1kokoroe.pdf